迷惑電話防止機能付電話機などの 購入費に補助金を交付します!



村民の安心・安全な生活の実現に向け、高齢者などに対する特殊詐欺被害の未然防止に係る取組として、迷惑電話防止機能を有する電話機などの設置を促進するため、電話機などの対象機器の購入経費に対して補助金を交付します。

補助を受けられる方 ※次の条件をすべて満たしている方

- ・村内に在住する70歳以上の方または、認知症の方もしくはその疑いがある方などがいる世帯の世帯主で、同居住地に対象機器を設置し、利用する方
- 録音された音声などを警察の要請により情報提供することに同意する方
- ・村民税等の滞納がない方
- ・清川村暴力団排除条例第2条第4号の規定に該当しない方

補助の内容

- ・補助金額は、購入経費の4分の3(上限10,000円)
- ・購入経費とは、機器本体価格及びそれに係る消費税のみです。 ※ポイント等での支払い分は含みません。
- ・1世帯につき、1回限りです。

補助の対象機器

- ・<u>電話機の呼出音が鳴る前に、発信者に対して自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能</u>を備えた家庭用固定電話機
- 上記の機能を備えた家庭用固定電話に接続できる機器

補助金の申請に必要なもの

- ・領収書(令和2年6月1日以降に購入し、1年以内のもの)
- 対象機器であることがわかる取扱説明書など

問い合わせ先 清川村役場総務課防災交通係 TaO46-288-1212